

福島県環境審議会議事要旨（平成16年7月1日）

1 開 会（遠藤主任主査）

2 中村会長あいさつ

委員の皆様方におかれましては、公私ともにお忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

未来から負託されております福島県のこの恵まれた豊かな環境をいかにしてよりよい形で次の世代に引き継いでいくか、福島県環境審議会の使命、重みはますます大きいものと考えます。

さて、本審議会におきましては、さる3月9日に、「循環型社会の形成に向けた産業廃棄物税の在り方について」の諮問がなされ、引地部会長を始めとする第2部会の委員の皆様方には、熱心な御議論をいただいているところであります。

その精力的なご尽力に対しまして、心から敬意を表しますとともに、深く感謝申し上げます。

本日は、これまでご審議いただきました事項につきまして、第2部会から「中間取りまとめ案」としてご報告いただき、本審議会としての中間取りまとめとしてご承認いただく方向で、慎重な審議をいただくこととしております。

委員の皆様方には、福島県の循環型社会の形成に向けての活発な議論、積極的なご意見、建設的な御提言をお願いいたしまして、簡単ではございますが、私のあいさつと致します。よろしく申し上げます。

3 議 事

(1) 「循環型社会の形成に向けた産業廃棄物税の在り方について」中間取りまとめ（案）について

中間取りまとめ案の説明

- ・ 第2部会引地部会長より、資料1について説明
- ・ 事務局より、別紙1～4について説明

質疑

後藤委員

資料1の2ページの(3)のリサイクル（物質循環）の推進のところ、「リサイクル」という言葉が多くなっている。「リサイクルを前提とした製品開発、環境・リサイクル産業の育成・創出、リサイクル製品の利用促進」のところの「リサイクル」という言葉を削除してもいいのではないかと。

引地部会長

3行の文章に「リサイクル」という言葉が5回も出てきて、確かにくだいので、文言を整理させていただきたい。

菅野委員

中間報告では、結論としては、産業廃棄物税は導入すべきだという方向付けをされたということで、具体的な税の在り方については今後詰めていくことになると思うが、事務局では、現状に照らして、このような税を導入した場合に、どのぐらいの税収があるのかや、税収を元にした税の使い道で、例えば産業廃棄物の排出量の抑制で、排出量削減への技術的支援とか、リサイクル技術の開発支援とか、処分場への不安感の払拭とか、もろもろ方向付けがされているが、具体的にある程度の数字の裏付けがあるのか。また産業廃棄物税導入については、これからクリアすべき課題がたくさんあると思う。例えば、排出抑制をすれば大変いいことだが、もしかすると、これまでも議論があったように、不法投棄をする人が増えるかもしれない。それについては監視を強化するということがあるが、具体的なことで、かなり詳細に詰めていかないと、産廃税導入の方向付けは、中間報告であるにしても、全員一致したものにはならないのではないかと。

今の段階では無理な注文かもしれないが、福島県の現況に照らして、あるいは他県でのやり方を参考にして、税収がどの程度になるかを試算しているのか事務局に

お伺いしたい。

事務局（平澤総務企画グループ参事）

別紙4が最終処分量の推移で、約139万8千トンから約76万5千トンとなっている。

報告の4ページの課税対象の欄で、他県で導入しているトン当たり千円というものからおおざっぱに試算すれば、平成14年度だと7億円程度の税収が想定される。

ただし、先発県の三重県などでは、4億円の税収を想定したところ、実績は1億円強だったということがある。

これは、目的の一つでもある減量・リサイクルにより、最終的に処分場に搬入される量が減ったとは明確に結論づけてはいないようであり、現時点では、本県については、単純計算をすれば、約7億ということになるが、それが間違いなく納付されるかは、推定の域を出ないこととなる。

菅野委員

使い道について、これから目的税化できるのかということと、税制度を導入するに当たっては、事業者、県民、消費者の十分な理解が必要だと思う。その辺を、目的税化することができるかどうかも含めて、考えを伺いたい。

事務局（平澤総務企画グループ参事）

8ページをごらんいただきたいが、税の使途の項目で、第2部会でも御議論いただいているように、法定外目的税というような形になっていこうかと思うが、「なお、税収の使途については、基金を設けることなどにより会計処理の透明性を確保することが望ましい。」という項目がある。税の使途として5つほどのご提案をいただいているが、基金に入れてそこから充当することで、明確化が図られるのではないかと考えている。

また、今後の対応については、1ページの一番下に記載されているが、「今後県民意見公募の結果などを踏まえ」ということで、6ページの「自社処分場への搬入に対する課税について」といったものについて、特に第2部会でも合意をみていないというか、いろいろなご意見があるということなども踏まえて、今お話があったように、県民、事業者等へのパブリックコメントを行って、その意見をもとにして改めて第2部会や審議会にお諮りして、またご審議をいただくこととしたい。

菅野委員

基金としての運用ということは、経理の明確化ということからすればいいと思うが、基金の運用では、果実が少ないという状況もある。幅広な意見を取り入れて、審議をしていけばいいと思う。

中村会長

菅野委員からお話があった件は、第2部会でも、広く県民の理解を求めべきであるという意見が強く出てきているので、中間とりまとめがここで了承されましたら、広く県民などからの意見を求めるという方向で進めてまいりたい。

長澤委員

6ページの「自社処分場への搬入に対する課税について」に入るのかなと思うが、課税対象のところで、畜産廃棄物処理のリサイクル法が11月に施行されるが、それに基づいて、いろいろな形で畜産廃棄物を堆肥化しようというシステム作りが行われている。そのような場合に、あくまでも畜産廃棄物は有価物だということで、堆肥化がスムーズに進めばいいが、処理の仕方が非常にアンバランスなために、産業廃棄物として処理せざるを得ない場合、第3セクターや公設民営とかいろいろな方法で処理するとき、産業廃棄物処理施設の許可を受けなければならない。そこに持ち込まれる産業廃棄物も、課税対象となるのかどうか。片一方では、資源循環型といっていて、それでも持ち込まれたものが全部公平だということで、課税になると、公平さに欠けると思う。その辺のご意見を伺いたい。

引地部会長

私の感想としては、そのような場合に最終処分場に持ち込むことになると、中間

処理してからでなければ持ち込めないはずになっている。直接最終処分場に持ち込むと、法律上違法になるので、中間処理した後の量に対して課税されるのではないが。

事務局（平澤総務企画グループ参事）

畜産関係の廃棄物については、有価物としてリサイクルしようという法体系ができて進めているが、そのような流れに乗らないで処分した場合には、自分で最終処分場の設置許可をとって最終処分場を作るか、委託処理をすることになる。その間に、今第2部会長さんがおっしゃいましたように、焼却や脱水処理といった中間処理も技術的に可能な場合もあるが、リサイクルされないものや減量化されて残ったものは、設置許可をとった施設に搬入されるということで、原則課税対象とすることがいいのかどうかも議論をしていきたい。

白井委員

県外の事業者は、福島県が課税をしていないということになると、宮城県や秋田県にもっていくよりも、税金がかからないから安いということで、福島県に優先的に持ってくることになる。

排出事業者や中間処理業者は県内の事業者を対象とするのか。それとも県外の事業者も対象となるのか。

引地部会長

県外から県内の最終処分場に持ち込む量は制限があるので、その枠内で持ち込むことになるが、トン当たり千円という税額は、近隣県と合わせて、有利不利をなくすことになると思う。現段階では課税されていないので、その前に持ち込む場合は話が別になる。

白井委員

今のお話だと、県外の事業者にも課税されるということになるが、周りの県では山形県と栃木県が税制度を導入していないので、差が出ると事業者もめざとくどちらに持っていったらいいかということになる。最終処分場が栄える方策をとった方がいいのか、それとも、福島県も同一レベルで競争した方がいいのか、政策の優位性の問題になるが、その問題についてはどのように考えているのか。

事務局（平澤総務企画グループ参事）

県内の最終処分場に持ち込む時点で課税するという想定を議論しているので、県内業者か県外業者かにかかわらず課税の対象になり、中間処理業者も同様の取扱いとなる。近隣県との調整も含めた県外物の取扱いについては、第2部会で最終処分業者さんのお話を聞いた際も、北東北三県はすでに税制度を導入しており、新潟県や宮城県なども制度化しつつあるということで、そのようなことから一部県内に流れこんでいる実態もあるのではないかとということが発表されている。

県外物をどうするのかということについては、県が平成14年に作った廃棄物処理計画で、最終処分については、県内物の適正処理を確保するという観点から、特に県外物を20%程度にしましょうという一つの線が設けられている。

県外物については、部会長さんもおっしゃられたように、県の方針があることも踏まえながら、またこの施策をとれば、間接的には県外物の排除という効果も出てくるのではないかとということもあり、県内の環境保全の観点からも、他県と同様の制度を導入すべきではないかという考えをもっている。

白井委員

県として、産業廃棄物処理産業を振興させようという考えはないのか。それも一つの立派な産業ではある。税金をとらなければ、福島県の優位性があるので、県外から産業廃棄物が入ってきて、それを立派な産業とするというのも一つの考えだと思うが、そのような考えはないのか。

事務局（河津産業廃棄物対策グループ参事）

県では平成14年に作った廃棄物処理計画で、「適正な処分場の確保」ということで、公共関与の推進などについても盛り込んでいる。

その時点では、平成10年度のデータをもとに試算をすると、平成17年度後半において、管理型処分場は9年の余裕があることもあって、新しい処分場は設置しないという方針を立てていた。

その後試算してみると、2年ぐらい前倒しになっていることもあり、全般的な調査をかけて、平成17年度に計画の見直しを考えている。その中で、処分場の今後のあり方も、審議会で議論していただいて、県としての方針を決めていきたい。

現段階では、平成14年の処理計画に基づいている。

白井委員

税金の使い道の話で、考え方を教えてほしいが、不法投棄が増えて、しかもだれが捨てたか分からないということがあって、自治体が処理せざるを得ないという実態がある。そのときにお金がかかる。そのようなお金については、ここでの整理では対象となっていないようだが、どのような整理になっているのか。

事務局（平澤総務企画グループ参事）

他県の例なども見ると、廃棄物の不法投棄の撤去を税収の使途としているのは新潟県のみである。それも、このような審議会の場で十分議論されて、総意賛成ということではなかったようである。廃棄物を適正に処理している方から税金をとって、不法投棄をしている人からは税金を取れないという時に、税金そのものの使い道で、不法投棄をして税金を払わない人の撤去費用に充てるということは、公平の観点で失するということにもなる。不法投棄の未然防止対策については、何県かで制度化しているところもある。

渡辺委員

産廃税の導入は、一つの流れになってきていると思うが、環境省や総務省や経済産業省などの国の省庁が、一つのガイドラインというか、指針というか、そのようなものが必要ではないかという考えがあるとすれば、本県の検討の進み具合と中央省庁の進み具合が絡み合ってくるのか、それとも中央省庁は関与しないで、地方税なので地方にお任せだとなるのか、見通しをお聞かせ願いたい。

事務局（平澤総務企画グループ参事）

今のご質問は、誠にもっともな話であって、三重県が一番最初に制度を立ち上げて、その後北東北三県などが名乗りを上げている時期に、いまおっしゃられたガイドラインというものまでは話は出ていなかったが、各都道府県も全国一律に産業廃棄物税を創設すべきではないかと、そのような議論がされた時期があった。そのようなことも踏まえて、国においては、「産業廃棄物行政と政策手段としての税の在り方に関する検討会」というものを立ち上げており、6月28日に11回目が行われて、最終報告の案が示されている。11回やっているのに、紆余曲折があったが、今おっしゃられたようなガイドラインを作るということではなく、先発県の事例とか、事業者さんなどからの意見を聞いて、現況がどうなっているのかといったことのまとめや、導入するに当たっての留意事項といった観点からの報告書になっている。

齋藤登委員

自社処分場で最終処分したデータは、自己申告なのかどうか。それと、実際に税金を徴収する具体的な流れというのはどのようにするのか教えていただきたい。

事務局（平澤総務企画グループ参事）

自社処分については、各会社から報告を受けている。

税金を徴収する流れについては、まだどの制度を取るかということになっていないが、4ページのB方式で議論していただいているということで考えると、納税義務者としては排出事業者及び中間処理業者になり、課税の対象としては、最終処分場に搬入される産業廃棄物で、例えばAという会社がどうしても処理しきれなくて、最終的に処分するという事で、法に基づくマニフェストを付けて、委託運搬するなり自分で処分場にもっていくなりして、最終処分業者に持っていった時点で、処分料金に税金をプラスして最終処分業者に支払って、最終処分業者は特別徴収義務者として、後で税納入の手続きをすることになる。

齋藤登委員

中間処理業者としての立場としての納税義務というのもあると思うが、例えば最終処分業者に中間処理業者が搬入した段階で、税額が確定することになるが、それを排出事業者に分散して徴収しなければならないが、徴収するのは最終処分業者がするのか、中間処理業者がするのか。

事務局（平澤総務企画グループ参事）

焼却処理をする場合、焼却炉が大きければ、1社からいっぺんに100トンも入ってくるというのはなかなかないので、数十社から集めたものを大きな炉で燃やすということになる。燃やせば、だいたい2割ぐらいに減ることが想定され、最終処分場に持っていくのはその2割分になる。100社から集めた場合には、廃棄物によって減量化率が変わってくるので、その辺の目安を先発県などでは示して、100搬入した時点で、20ぐらいの廃棄物に減量化されるので、20%分について税相当額を処理費用に上乗せすることになる。

名越委員

経済的手法として、産業廃棄物税制度を導入して、産業廃棄物の発生量の削減や、減量化・リサイクルの推進を促そうという趣旨が再確認できた。

福島県の産業廃棄物の排出量は、平成10年度では666万4千トンで、1トン当たり千円で課税すると、事業者にはかなりの負担増になるが、実際に最終処分場に持ち込まれるときには、減量化されている。仮に10分の1に減量化しても、相当の負担増になるが、この程度の課税でないと、経済的な手法としての効果は現れないと考える。

他県でも、近県や西日本でかなり前から実行に移しているのだから、税収の使途も、3ページと7ページにわたって明示されているし、循環型社会形成という立場からも、委員の意見は二通りぐらいに分かれるかもしれないが、立場の相違はあっても、賛成してもいいと思っている。

それから、排出量の削減やリサイクルの要請には、前から言っていることだが、技術的な支援は重要なことだと思う。県で相談窓口を新設するとか、ホームページにアクセスすることができるように、血の通った支援に力を入れるという積極的な努力が求められる。

各委員が指摘しているように、目的はあくまで排出量を減らすということ、つまり循環型社会の形成に役立つことであって、県が税金を課して儲けるということではないので、税収をいかに趣旨にそって有効活用するかということ、排出量の削減やリサイクルに努力する事業者には惜しみなく支援するような姿勢をはっきりと明示して欲しい。

この点では、既に実行に移されているように、廃棄物処理を1事業所内だけで解決するのではなく、必要に応じて複数の事業者が連携して解決するという視点で、行政がその間を根回しするような工夫と努力も大切ではないか。

最後に、全体を読むと、一般論としては、現在の利潤第一主義の野放図な産業経済活動から、かけがえのない地球環境を守るために、是が非でも循環型社会の形成を実現していかなければならないと思う。具体的な課題に直面すると、規制を行って企業の負担が大きすぎて、産業経済活動に支障が起きるのではないかと妙な同情が生まれてきて、私自身非常に困ったりもしたが、委員も意見が食い違っているが、前向きな方向で検討すべきではないか。

中村会長

ただいまの意見は、第2部会、場合によってはこの審議会の方向性をきちんとご説明いただけるような意見として総括いただいたというように思っている。今回の「循環型社会の形成に向けた産業廃棄物税の在り方について」は、第2部会で2時間以上にわたる慎重審議を踏まえて、今回に至っているが、審議会としても、このような方向で検討すべきと考えている。

先ほど、後藤委員から一部修正の意見があったが、それ以外については、引地部会長と私にご一任いただくこととしたい。

各委員

異議なし。

中村会長

それでは、今回の中間取りまとめ案を、本審議会の中間取りまとめとすることで、ご了解頂けるでしょうか。

各委員

異議なし。

中村会長

ありがとうございます。

(2) 今後の進め方について

中村会長

それでは、続きまして、今後の進め方について、事務局よりご説明をお願いしたい。

松本生活環境部長

皆様には、3月9日の諮問以来、4か月の間に、全体会議が2回、そして特に第2部会の委員の方々には、熱心な御議論をいただきまして、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

今後の日程については、本日中間取りまとめ案がまとまりましたので、県としては2つのことを考えております。まず1つは、7月から8月にかけて、広く県民、あるいは事業者の方々から、パブリックコメントという形で意見を頂戴するということがあります。もう1点は、この中間とりまとめを踏まえて、特に税制面では、公正の確保や、あるいは他の税制度との均衡など、様々な調整が出てこようかと思っておりますので、税務当局と詰めさせていただきたい。この2点の作業を終了した後に、第2部会に再度その結果をおつなぎした上で、答申に向けた審議をお願いし、最終的には環境審議会全体会でご審議をいただき、答申を頂戴できればと思っています。

中村会長

それでは、第2部会でも、この審議会でもありましたように、広く県民に理解を求めるといふ方向と、税制面については、かなり技術的・実務的な部分もあると思うが、その辺も事務局でよろしくお願いしたい。

第2部会におかれましては、今回、中間とりまとめが審議会のまとめとなったが、これをベースとして、さらに県民の意見や県における検討結果を踏まえて、今後さらに議論を深めていただきたい。

本日の審議会はこれで終了としたい。

以 上